

○稚内市体育施設条例

スキーリフト使用料

使用区分	券の区分	時間区分	使用料
一般 大学生	1回券		100円
	1日券	10時～17時	1,000円
	シーズン券	10時～21時	12,000円
	ナイター券	18時～21時	600円
	ナイターシーズン券	18時～21時	6,000円
	回数券（11回券）		1,000円
高校生	1回券		100円
	1日券	10時～17時	1,000円
	シーズン券	10時～21時	8,000円
	ナイター券	18時～21時	600円
	ナイターシーズン券	18時～21時	4,000円
	回数券（11回券）		1,000円
小中学生	1回券		50円
	1日券	10時～17時	500円
	シーズン券	10時～21時	6,000円
	ナイター券	18時～21時	300円
	ナイターシーズン券	18時～21時	3,000円
	回数券（11回券）		500円

備考

- 1 使用時の年齢が満65歳以上の者（年齢を証明するものを提示した者をいう。以下同じ。）及び障害者の使用料の額は、当該使用料の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 介護を必要とする障害者に同行する介護人の使用料は、無料とする。
- 3 前項の場合において、同行することができる介護人の人数は、障害者1人に対し、介護人1人とする。ただし、障害者の障害の程度に応じ市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。